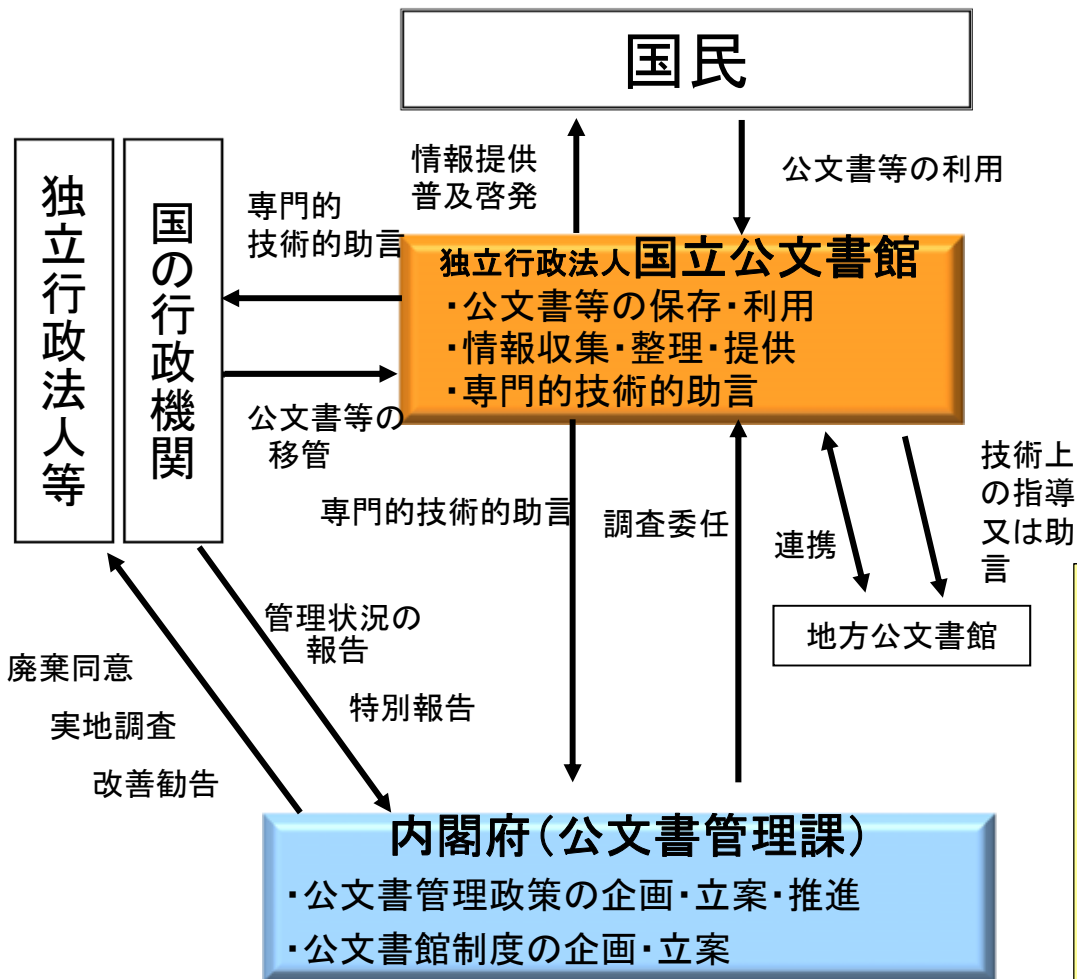


# 我が国の公文書館制度について



- 昭和46.7.1 「国立公文書館」(総理府の附属機関)設置
- 昭和62.12.15 「公文書館法」公布
- 平成10.6.30 つくば分館竣工
- 平成11.6.23 「国立公文書館法」公布
- 平成13.4.1 独立行政法人化
- 平成13.11.30 アジア歴史資料センター開設
- 平成23.4.1 「公文書管理法」施行  
(歴史公文書等の移管の法定化)

**(独)国立公文書館概要**

本館: 東京都千代田区北の丸公園  
 分館: 茨城県つくば市  
 アジア歴史資料センター: 東京都文京区本郷  
 (インターネットを通じてアジア歴史資料に関する情報を提供)

職員数: 47人(平成24年度末定員)  
 所蔵公文書等: 約129万冊  
 書架延長(分館共): 約72km  
 延床面積(分館共): 約23,000m<sup>2</sup>

# (参考) 公文書管理法の概要 (平成21年7月1日公布、平成23年4月1日施行)

## <目的>

公文書が民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が利用し得るものであることにかんがみ、  
①行政の適正かつ効率的な運営、②政府の活動を現在及び将来の国民に説明する責務の全う、を目的

## <ポイント>

### ○行政文書の管理

(1) 行政機関の長又は職員が行うべき事項を規定

- ① 作成：経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務事業の実績が把握できる文書を作成
- ② 整理：行政文書を分類、名称付与、保存期間の満了する日等の設定、行政文書ファイル化、できるだけ早期に移管か廃棄(レコードスケジュール)を設定
- ③ 保存：保存期間の満了する日まで、適切に保存
- ④ 移管及び廃棄：保存期間満了後、レコードスケジュールに従って移管又は廃棄、廃棄する場合は内閣総理大臣の同意が必要

(2) 行政機関の長は、行政文書の管理状況について、毎年度内閣総理大臣に報告

(3) 行政機関の長は、公文書管理委員会の調査審議、内閣総理大臣の同意を得て行政文書管理規則を策定

(4) 公文書管理に問題がある場合、内閣総理大臣により報告・資料提出要求、実地調査、勧告等

### ○法人文書の管理

独立行政法人等の文書について、行政機関に準じて適正に管理

### ○国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存、利用等

- ・ 特定歴史公文書は原則、永久保存(廃棄には公文書管理委員会の審議、内閣総理大臣の同意が必要)
- ・ 個人情報情報の漏えい防止などの適切な保存、目録の公表
- ・ 国民は、情報公開法類似の利用請求が可能。国立公文書館等には、利用促進の努力義務
- ・ 保存及び利用状況を毎年度内閣総理大臣に報告

### ○公文書管理委員会

- ・ 内閣総理大臣任命により内閣府に設置され、各行政機関の行政文書管理規則、勧告等について調査審議

# 独立行政法人の評価制度について

○各事業年度において業務の実績を評価(独法通則法32条)

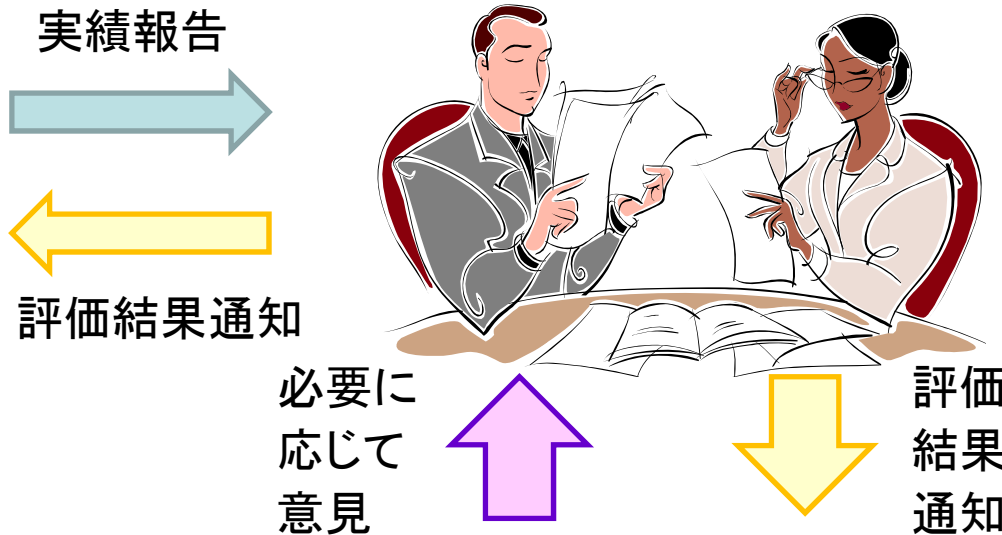
国立公文書館



内閣府独立行政法人評価委員会

(委員長:山本 豊 京都大学大学院法学研究科教授)

(国立公文書館分科会長:御厨 貴 放送大学教授、東京大学名誉教授)



総務省政策評価・独立行政法人評価委員会



# 独立行政法人運営費交付金について

○独法通則法に基づき、独立行政法人に対し、業務運営の財源に充てるため必要な金額を交付するもの。

○中期計画(法人作成、主務大臣認可)に、運営費交付金の算定ルールを含めた計画期間中の予算を定め、このルールにより、年度計画に当該年度の予算を計上。

(参考)

○独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)  
(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)  
独立行政法人制度関連

21. 財源措置

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

。

# 特定歴史公文書等の保存及び利用について

## ○保存

所蔵資料を24時間恒常的な環境に置かれるよう定温(22 前後)定湿(55%前後)の温湿度管理を行った専用書庫で適切に保存。必要に応じて、修復や劣化防止措置を実施。



## ○利用

本館・分館において閲覧室を設置。利用に関する手続の簡素化、利用者の利便性を図るため、簡便な方法による利用やデジタルカメラ等による撮影も可能。約25,000件の閲覧による利用。

本館・分館の展示スペースで展示会を実施。春・秋の特別展で約8,300人が観覧。常設展等も含めると、年間で約16,000人が観覧。このほか、各種見学にも対応。





# デジタルアーカイブについて

## 国立公文書館デジタルアーカイブ



- ・ 2005年4月よりサービス開始
- ・ 国立公文書館所蔵資料すべての目録をデータベース化し検索可能
- ・ 目録と連動し、デジタル画像約1,000万画像がインターネット上で閲覧可能
- ・ アクセス数は年間約26万件(平成23年度)
- ・ 国の公文書等を所蔵する機関、他のアーカイブズ、地方公共団体の公文書館等との情報ネットワークの形成、連携

## アジア歴史資料センター



- ・ 国立公文書館、外交史料館、防衛研究所図書館が保管する、アジア歴史資料の原本画像をデータベース化し、インターネットで公開。
- ・ 平成25年1月現在、約2,560万画像を提供中
- ・ アクセス数は年間約58万件(平成23年度)

## (参考) 諸外国の国立公文書館の比較

平成25年3月

	日本	アメリカ(NARA)	イギリス(TNA)	フランス	オーストラリア	韓国
設立年	1971年	1934年	1838年	1790年	1983年	1969年
所管機関	内閣府所管独立行政法人	独立機関	法務省所管政府機関兼エグゼクティブ・エージェント	文化コミュニケーション省	内閣所管エグゼクティブ・エージェント	行政安全部
法令	国立公文書館法(1999) 公文書管理法(2009)	連邦記録法等	公記録法(1958)	文化遺産法(2004, 2008年改正)	国立公文書館法(1983)	公共記録物管理法(2006)
職員数	47人(定員数)	2,671人(フルタイム)	599人(フルタイム)	512人	344人(フルタイム)	338人
施設総床面積	本館(千代田区) 11,550㎡ 分館(つくば) 11,250㎡ アジア歴史資料センター(文京区)	本館(ワシントンDC) 130,000㎡ 新館(メリーランド州) 167,200㎡ 14の地域分館、17のレコードセンター 13の大統領図書館	本館(ロンドン郊外) 65,200㎡  ※スコットランド、北アイルランドは別組織)	歴史公文書館(パリ) 現代公文書センター 海外公文書センター 労働文書センター ※2013年2月にピエールフィット新館開館	本館(キャンベラ) 75,000㎡ 地域支局 7館	本部(デジョン 政府合同庁舎内) 13,000㎡ 新館(ソナム) 62,200㎡ 支所(プサン) 16,500㎡ 閲覧事務所(ソウル)
主な収集資料	・政府機関公文書(外務省、宮内庁の文書を除く) ・司法文書 ※独法文書、寄贈・寄託文書にも拡大	・連邦政府機関公文書 ・連邦議会記録 ・裁判所記録 ・大統領記録 ・航空写真 ・地図/建築図面 ・音声/映像記録 ・映画フィルム	・連邦、イングランド、ウェールズ各政府機関の公文書 ・王室記録 ・一部裁判所記録 ・私文書	・政府機関公文書(外務省、国防省の文書を除く) ・裁判所記録 ・公証人記録 ・私文書/企業文書 ・植民地資料	・連邦政府機関公文書 ・写真 ・地図資料 ・視聴覚資料 ・私文書	・政府機関公文書 ・大統領記録 ・土地台帳 ・国家行事の映像 ・記念切手、絵葉書 ・地図/建築図面
排架延長	57km	1,366km	178km	366km	378km	177km

(参考) 国立公文書館の保有する特定歴史公文書等の例

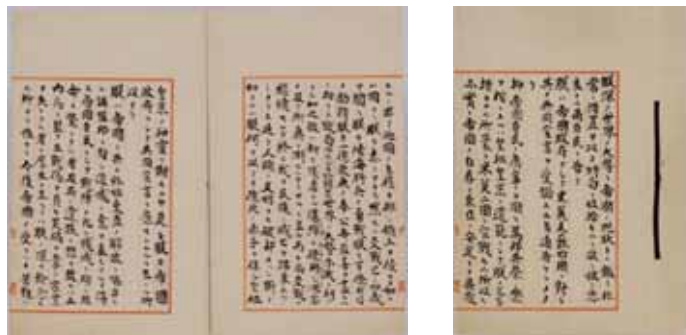
○日本国憲法原本



○織田信長朱印状



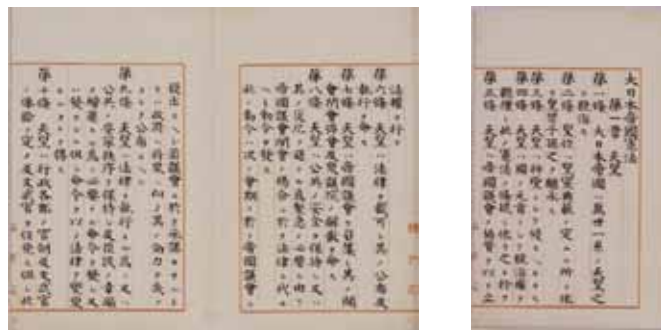
○終戦の詔勅



○吾妻鏡(重要文化財)



○大日本帝国憲法原本



○播磨国某莊園別当沙弥薬能解  
(平安時代(908年)の文書)

